

# GRANDEフットボールクラブ規約

- 第1章 総則 (名称及び所在地) 本クラブは、「GRANDEフットボールクラブ」と称し、その事務所は埼玉県さいたま市緑区に所在します。
- (運 営) 本クラブの運営は、GRANDEフットボールクラブが行う。
- (目 的) 本クラブは、若い世代のサッカー選手の育成と地域スポーツクラブの発展を目的とし、サッカーの普及に貢献する
- 第2章 クラブ会員 (入会資格) 本クラブの入会できる対象者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を遵守できる可能な方で、代表者に定められた該当する者とする
- 第3章 諸手続 (入 会) 入会をする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、クラブ代表の承認を得たうえで、入会金、年会費、月会費を指定の方法でお支払い頂きます。
- (退 会) 退会する者は、クラブ代表者に連絡をする。退会が認められるまでは、月会費を支払うものとする。また未納金がある場合は、これを完納するものとする。
- 第4章 入会金及び会費 (入会金) 入会金は、特段の事由がない限り原則としてこれを返還しません。
- (会 費) 会費は、定められた方法で支払うこととする。すでに納めた会費は特段の理由がない限り原則として返還しません。
- (入会金・会費などの変更) 本クラブは入会金、会費などを変更することができます。
- 第5章 会員の権利及び義務 (責任事項) クラブ会員あるいは会員以外の施設利用者が、本クラブの利用に際して生じた人的、物的事故及び金品の紛失、盗難については、クラブがクラブの運営、管理に過失があった場合を除き、クラブは賠償の責を負いません。また、天災など不可抗力の事由により生じた事故については、クラブは責任を負いません。会員がクラブ施設の利用中、事故の責任に帰すべき理由によりクラブまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責任を負って頂きます。
- (資格喪失) 会員は次の場合にその資格を失うことになります。
1. クラブの名誉を傷付けたり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき
  2. クラブの規約およびその他の規約に違反したとき
  3. 会費、その他の支払いを4ヶ月以上滞納し、クラブより督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのない
  4. その他、処分を相当とする行為があり、クラブがそれを決議したとき
- (クラブからの解約) クラブは、いつでも入会金を払い戻すことにより、会員との間の入会契約を解約することができます。
- (施設の変更) クラブは、次の理由により施設の場所の変更をすることがあります。
5. 天災・地変その他、止むを得ない事情により開場が不可能なとき
  6. 施設の補修、または改修が必要とされると判断されたとき
  7. 社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき
- (利用規定) 本規約に定めない事項及び業務遂行上必要な事項は、利用規定等により他、必要に応じたクラブが定めるものとする。
- (諸規則の遵守) 会員は本規約及びクラブが別に定める諸規則を遵守しなければならない。
- (改正) 本規約の改正、変更は、クラブの定めるところによるものとし、本クラブに関するその他の諸規則についても同様とし、それらの効力は全ての会員に及ぶものとします。
- 第6章 預託金制度 埼玉県クラブユース連盟に新に平成18年以降に加盟するクラブは、金200,000円を当連盟に預託しなければならない。この預託金は、クラブ運営費から支払うものとし原則として、返還しない。但し、予測不可能な事態等の場合は、理事会の決議を得て、返還することもある。

(発効) 本規約は、平成18年 4月 1日より発効します。

GRANDEフットボールクラブ 代表